

令和 7 年度

滝沢市放課後児童クラブ利用料給付金のご案内

放課後児童クラブを利用する世帯の利用料負担の軽減のため、次のとおり「滝沢市放課後児童クラブ利用料給付金」の支給を実施します。

1 対象になる方

市内に住所を有し、市内の放課後児童クラブを利用する児童の保護者で、次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 児童扶養手当を受給している方（要綱第 3 条第 1 号該当）
- (2) 生活保護受給世帯の方（要綱第 3 条第 2 号該当）
- (3) 世帯員の市民税が非課税の方（要綱第 3 条第 3 号該当）

2 給付対象の利用料の範囲

放課後児童クラブの設置者等に対し、毎月決まって支払う利用料（保育料）のうち、当該放課後児童クラブの運営規程等に具体的な金額の定めがあり、放課後児童健全育成事業を利用するために直接必要であると認められるものとします（夏休みなどの長期休暇中に月額で支払っている場合は該当月分（月 10 日以上利用のあった場合）のみ対象となります。なお、一時利用など料金が定額でないものは対象となりません。）。

3 給付金の額

児童 1 人につき、月額 2, 0 0 0 円

※ 1 月当たり 2, 0 0 0 円未満の場合は実費となります。

4 給付申請・請求の流れ

- (1) 「オンライン申請」又は「窓口・郵送申請」による申請

申請者（保護者）が、「電子申請」又は「窓口・郵送申請（滝沢市放課後児童健全育成事業利用料給付金申請書兼請求書（様式第 1 号））」により、上半期分（4 月分～9 月分）は令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）までに、下半期分（1 0 月分～3 月分）は令和 8 年 3 月 1 3 日（金）までに、市役所子育て課に提出してください。

ア オンライン申請の場合

QR コードから申請画面を開き、必要事項を入力して、申請してください。

※申請区分が非課税世帯に該当し、令和 6 年 1 月 1 日時点又は令和 7 年 1 月 1 日時点の住所が市外の場合は電子申請できません。

添付書類	電子申請用 QR コード
・ □振込先の口座番号の分かる書類 (申請画面に従いアップロードしてください)	

イ 窓口・郵送申請の場合

滝沢市放課後児童健全育成事業利用料給付金申請書兼請求書（様式第1号）に必要な事項を記入し、市役所子育て課宛てに提出してください。

<提出書類>

- ・滝沢市放課後児童健全育成事業利用料給付金申請書兼請求書（様式第1号）
（・申請区分が非課税世帯に該当しており、かつ、令和6年1月1日時点と令和7年1月1日時点の住所が市外の方は、その世帯員の令和6年度と令和7年度市町村民税が確認できる「所得（課税）証明書」等を添付してください。）

（2）受給資格の審査

市は、申請書の内容を審査し、受給資格の確認を各放課後児童クラブに行います。

（3）支給の決定又は不支給の決定

市は、審査の結果、給付金の支給を決定したときは、支給決定通知書により申請者に対して支給の決定と振込予定日を通知します。また、審査の結果、支給要件を満たさない場合は、不支給決定通知書により通知します。

（4）給付金の支給

市は、支給を決定した申請者に対して、指定された口座に振り込みます。

5 その他

- （1）「1 対象になる方」の第3号に該当するか否かについては、令和7年4月分～8月分の給付金については令和6年度の市町村民税、令和7年9月分～令和8年3月分の給付金は、令和7年度の市町村民税によりそれぞれ判断します。

税額については、市において税務情報等の公簿を閲覧及び調査し実施しますが、市において税務情報等を確認することができない方について、課税証明書の写しを提出していただく場合があります。

- （2）受給資格を喪失したとき、市町村民税額の変更決定があったとき又は放課後児童クラブの利用状況に変更があったときは、速やかに市に対し申し出てください。
- （3）期日を過ぎての申請は、やむを得ない事情がある場合を除き、認められませんので、ご注意ください。
- （4）このQRコードに進むと、市ホームページから、申請に必要な書類の様式や記載例などをダウンロードすることができます。

6 問合せ先

滝沢市健康こども部子育て課 佐々木
〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地
電話 019-656-6519（直通）

市ホームページ



※給付金に係る問い合わせについては、利用する放課後児童クラブには行わず、直接市の担当あてにご連絡をお願いします。